

《地域づくり活動等に対する助成・支援》

令和8年度（第1次）募集案内

公益財団法人
福島県まちづくり区画整理協会

1. 目的

福島県民が主体となって自主的、自立的に行う地域づくり活動等（公益活動及び公益研究）を当該年度予算の範囲内で助成・支援することを目的とします。

2. 助成・支援対象活動

- (1) 助成・支援金の交付対象となる事業（以下「対象事業」という。）に大きな変更はありません。これまで同様、同一団体等が助成・支援規模の拡大を目的とし複数の事業（地区）を実施していると判断した場合、助成・支援は認められません。また、その事実が後に判明した場合は、その時点に遡り交付対象が取り消し（助成・支援金の返金含む）となる場合があります。

自分たちの住む地域の将来を自ら真剣に考え、自ら意欲的に行動する人材の育成を目的とした事業を行う場合で、当該年度内（令和9年6月まで）に事業が完了し、かつ助成・支援金の交付により事業成果を上げることが認められるものとします。

なお、住民の自主的な地域づくり活動をバックアップするために必要な、自ら意欲的に行動する人材の育成を目的とした事業を含む、下記に示した事業の助成・支援を積極的に行います。

《区 分》

地域活性化活動に対する助成・支援

- (1) グループや団体等の活動に対する助成支援
- (2) 地域づくりやまちづくりとの提携活動や事業

※ 昨年同様、福島県内の市町村が地域づくりやまちづくりに寄与すると認定する事業・活動に限定し、助成・支援することといたします。

3. 助成・支援内容

区分	一般公募	特別措置
補助対象となる経費	補助対象となる経費は、申請した事業を実施するために必要な直接経費とする ① 会議資料の作成（ワークショップ等の開催費を含む） ② 講師・専門家の派遣（謝金・旅費を含む） ③ 調査・研究活動等（研修参加費を含む） ④ 委託費 ⑤ その他、当協会理事長が特に必要と認めるもの ※. 詳しくは、「地域づくり活動支援事業」支援金交付要綱の別表1をご参照ください	
	【対象とならない例】 ① 懇親会費 ② 宿泊・飲食費（研修等） ③ 助成・支援額（講師等に係る費用及び委託費は除く）の 1/5 を超える備品購入費 ④ 団体の維持のための経費（人件費、団体事務所の家賃、光熱費など）	
補助期間及び助成・支援額等	■ 補助期間 (ア) 補助期間は原則2年とする (イ) 特に継続して実施する事が効果的かつ必要な活動であると認定された対象事業については、2年を超えない範囲で基本期間に加算することが出来る ■ 補助率 (ア) 初年度の補助率は 10/10 以内 (イ) 次年度の補助率は 9/10 以内 ■ 限度額 (ア) 初年度は30万円を限度とする (イ) 次年度は60万円を限度とする (ウ) 総補助金は150万円を限度とする	■ 補助期間 (ア) 補助期間は原則2年とする (イ) 特に継続して実施する事が効果的かつ必要な活動であると認定された対象事業については、2年を超えない範囲で基本期間に加算することが出来る ■ 補助率 (ア) 初年度の補助率は 10/10 以内 (イ) 次年度の補助率は 9/10 以内 ■ 限度額 (ア) 初年度は50万円を限度とする (イ) 次年度は100万円を限度とする (ウ) 総補助金は250万円を限度とする
	本年度 助成・支援限度額（予算）1,000,000円 注1. 予算の範囲内での助成・支援となりますので、 <u>申請額のすべてが交付されるとは限らない旨ご理解ください。</u> 注2. <u>継続事業であっても、前年度の対象事業の評価により2年目の対象事業として採択されないことがあります。</u>	
選定	事前相談・ヒアリング ① 助成・支援金の申請を検討されている団体について、 <u>事前にご相談頂けます。</u> ② <u>協会事務所において、ヒアリング対応いたします。</u>	
	選定方法 ① 当協会の審査結果に基づき予算の範囲内で決定します。 ② 活動地域の市町村の意見を参考にします。 ③ 必要性・公益性・実現性・将来性など総合的に審査し選考します。 ④ 助成・支援決定時期：7月下旬（予定）	

4. 助成・支援金の交付

(1) 交 付

- ① 提出された申請書を審査のうえ、助成・支援金の額を決定し交付する。ただし、交付決定通知後、活動資金として交付予定額の70%以内を概算払いにおいて請求することができる。この場合「支援事業支援金概算払い申請書」(様式3)と「資金収支計画」(様式4)を提出する。

(2) 実績報告書の提出

- ① 助成・支援金の交付決定通知を受けた団体は、事業完了後速やかに精算結果を明示した「支援事業実績報告書」(様式2)に領収書等(原本)の関係書類、写真(原則10枚以上)または動画等の関係資料を添付し理事長へ提出する。
- ② 対象事業に関する帳簿及び証拠書類は、事業完了日に属する年度の翌年度から5年間保存してください。

(3) 変更・取り消し

- ① 助成・支援金の交付決定通知を受けた団体が、年度途中の実施段階で当初事業計画書の変更を余儀なくされた場合には、その事由を明記した事業計画変更届(申請書様式を準用)を提出し、理事長の承認を受ける。
- ② 助成・支援金の交付対象団体が、次のいずれかに該当すると判断したとき、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことが出来る。
 - ➡ 対象事業を中止した場合
 - ➡ 対象事業を遂行する見込みがなくなった場合
 - ➡ 対象事業計画の変更が、当初目的を逸脱した場合

5. 活動成果

- (1) 助成・支援の対象としていないもの(独自の財源を充てるもの)であっても領収書等(写し)の証拠書類の添付が必要となります。

6. 応募方法等

区分	内 容
提出書類	① 申請書及び関係書類 ② 応募しようとする団体の規約・会則等 ③ 応募しようとする団体の構成員名簿 ④ 地域づくりやまちづくりに寄与すると認める市町村の推薦書
受付期間	① 令和8年7月1日(水)～令和8年7月13日(月) ② 申請受付の際に、活動内容についての概要説明をお願いしますので、必ず事前にご連絡願います。 ③ 申請様式及び交付要綱は、下記よりダウンロードする事ができます。 協会HP：
スケジュール	① 選定：令和8年7月13日～7月21日 ② 決定：令和8年7月21日(予定)